

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年7月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人パーソナルケアコミュニティ・京都

(2) 代表者名

小林 静夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区東洞院通正面西入廿人講町29-3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、女性、特に子育て・介護のために一旦社会から退いた女性に対して社会復帰・自立のための支援の場を作り、子育て・各技能開発・介護・情報提供などの事業を行い、広く企業、関係団体、専門家と力を結集し、すべての女性がいきいきと心豊かに暮らせる生活環境の向上に寄与することを目的とする。併せて起業を志す女性を支援し、社会における女性の自立をはかることを目的とする。また、介護を必要とする人々に対して介護保険法に基づく介護を行い、すべての人々が健やかに暮らせるように福祉に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成29年7月4日

(文化市民局地域自治推進室)